

所得税等の確定申告・市県民税申告のお知らせ

■平成 26 年分所得税および復興特別所得税の確定申告、市県民税の申告期間



加西市は、次のとおり申告相談・申告書の受付を行います。

申告期間／2月16日（月）～3月16日（月） 平日の午前9時から午後4時まで

申告会場／市民会館コミュニティセンター 3階小ホール

※3月4日（水）と11日（水）は受付時間を午後7時まで延長します。

※所得税等の還付申告書は、2月15日以前でも税務署へ提出することができます。

■対象者

- ①給与所得者および公的年金等受給者
 - ②上記①以外で、所得がおおむね300万円未満の白色申告者
- ※上記以外の所得等がある方（土地・建物・株式等を譲渡した所得、青色申告、繰越損失、雑損控除）は、受付できません。社税務署で申告相談を受けてください。

■国税庁ホームページからも申告することができます

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、税額などが自動計算され、所得税等の申告書を作成することができます。その場合は、電子申告（e-Tax）や印刷をして社税務署へ提出してください。

■農業所得の収支内訳書・医療費の明細書等の作成は事前をお願いします

農業所得の申告に当たっては、収入および経費を伝票や領収書等に基づいて、全て実費で計算することになっています。申告相談会場は、混雑が予想されますので、「農業所得の収支内訳書」や医療費控除のための「医療費の明細書」等については、あらかじめ内訳書等に記載されている項目ごとに分類・集計してご持参ください。

なお、平成26年1月から事業所得または不動産所得、山林所得を有する全ての方（所得税の申告の必要がない方を含む）について記帳・帳簿等の保存が必要となっています。

■償却資産（固定資産税）の申告期限は1月20日（火）まで

広報かさい12月号でお知らせしたとおり、法人や個人で工場や商店などを経営している方や不動産貸付業などの事業を行っている方で、事業用に使用する機械・器具・備品・構築物などの償却資産をお持ちの方は、平成27年1月1日現在の資産状況を税務課へ申告してください。前年に申告した方には、申告用紙を送付しています。平成26年中に新たに事業を始めた方など、申告用紙が届かない場合は税務課資産税係（☎④8713）まで連絡してください。

【問合せ先】 税務課(税制係) ☎④8712 FAX④5700 zeimu@city.kasai.lg.jp

サンテレビのデータ放送「まちナビ」は役立つ情報が満載！

サンテレビのデータ放送「まちナビ」で、ご家庭のテレビで役立つ情報が、いつでも見ることができます。



■「まちナビ」の視聴方法

家庭等のテレビでサンテレビを選択後、リモコンの「d」ボタンを押し、「まちナビ」を選択することで見ることができます。



情報内容／市からのお知らせ、緊急情報、小中学校の行事予定

平成27年度・臨時職員(4月採用)を募集

加西市は、平成27年度臨時職員(アルバイト・パート)を募集します。

募集職種	資格免許	賃金単価	勤務時間等	面接日
図書館アルバイト	不要	日額 6,680円	9:30～18:15 土日を含む週5日	2/19(木)
事務補助	不要	日額 6,680円	8:30～17:15 月～金の週5日	2/21(土)
校務員	不要	日額 6,800円	7:30～16:15 月～金の週5日	
調理員(学校給食センター)	調理師または栄養士	時間給 880円	8:30～15:30 月～金の週5日	
調理員(保育所)	調理師または栄養士	時間給 880円	9:00～15:30 月～金の週5日	随時
健診・相談事業等の保健師	保健師	時間給 1,270～1,730円 ※経験年数による	1日4時間程度勤務 週2,3日	
健診・相談事業等の看護師	看護師	時間給 1,260～1,700円 ※経験年数による	1日4時間程度勤務 週2,3日	

※詳しい職務内容などは、市ホームページをご覧ください。
 ※賃金単価・勤務時間は平成26年度の実績であり、変更する場合があります。

※保育士・幼稚園教諭・学童保育指導員は、広報かさい12月号で募集情報を掲載しています(1/9まで受付)。

年齢／平成27年4月1日時点で60歳未満の方(全職種) **受付期間**／1月30日(金)まで※当日必着
提出書類／①市販の履歴書(写真貼付。希望職種を記載) ②免状または資格証の写し(免許・資格が必要な職種のみ)
提出方法／①②の書類を持参または郵送(郵送は、封筒表面に履歴書在中と明記)
面接／日程については、受付終了後別途お知らせします

【申込・問合せ先】 〒675-2395(住所表記不要) 人事課 ☎④8705 FAX④1800 jinji@city.kasai.lg.jp

20歳になったら国民年金

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。高齢になったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという仕組みです。

■国民年金のポイント

- ・**将来の大きな支え**／国が運営するため、安定しています。年金の給付は生涯にわたって保障されます。
- ・**老後のためだけではありません**／年をとったときの老齢年金、病気や事故で障がいが残ったときの障害年金。加入者が死亡した場合に生計を維持されていた遺族が受け取ることのできる遺族年金もあります。

■保険料の納付が困難な方へ

- ・**学生納付特例制度**／学生の方で、所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予されます。対象は、学校教育法に規定する大学(大学院)や短期大学、高等学校、高等専門学校などの学生です。
- ・**若年者納付猶予制度**／学生でない30歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予されます。

【問合せ先】 市民課(市民年金係) ☎④8722 加古川年金事務所 ☎0794-27-4740